



輸出承認申請内容明細書は、申請書の記載を更に詳細に記載するものです。したがって、申請書と内容が整合するように作成してください。

① 会社など法人の場合は、法人の代表権を持っている者を申請者としてください（個人の場合は本人）。なお、委任状によって代表権を持っている者から輸出承認申請に関する権限を委任された場合は、委任された者が申請者となることができます。この場合、委任状（委任状を経済産業省に登録している場合はそのコピー）を1部提出してください。

② 輸出承認申請書の商品名（貨物名）を記載してください。混合物の場合は商品名の下に（〇〇の混合物）と記載してください。

③ 輸出の経緯及び概要、当該貨物が輸出令別表第2に該当する具体的理由、HSコードを記載してください。

④ 貨物の輸送ルートは、経由地（積替地又は寄港地）のすべての都市名又は国名を記載し、最終仕向国は合わせて通関地も記載してください。貨物が複数の場合や輸送が複数回にわたる場合であって、これらの輸送経路が異なる場合は、それぞれ輸送経路を記載してください。なお、輸送手段（航空機、鉄道、船等）について判明している場合はすべて記載してください。

（積出港）：船舶の場合は積出港、航空機の場合は空港名 （経由地）：積替地、寄港地の全ての都市名または国名

⑤ 輸入者（買主と荷受人が異なる場合はそれぞれ記入）を記載します。相手方の名称、所在地、従業員数、事業内容の他、出資情報（例えば、資本金、出資者名、出資比率など）等について簡潔に記載してください。

⑥ 最終需要者（貨物を最終的に使用する者）を記載します。相手方の名称、所在地、従業員数、事業内容の他、出資情報（例えば、資本金、出資者名、出資比率など）等について簡潔に記載してください。最終需要者が複数存在する場合は欄を拡張して記載するか、最終需要者一覧表（別紙様式1-②）を使用してください。なお、バルク輸出（買主が現地でストックし顧客に販売するもの）のため最終需要者（顧客）が多数の場合は、顧客リスト（別紙様式3）を登録する事によって、最終需要者欄は登録番号の記載のみとすることができます。

⑦ 当該貨物の使用場所が最終需要者の所在地と異なる時（最終需要者（本社）の別工場で使用する場合や、最終需要者が契約を交わしている別工場等で貨物が使用される場合等）に記載してください。複数ある場合には、それぞれについて欄を拡張して記載してください。

⑧ その他、備考欄として使用してください。

例えば、添付したMSDS（成分分析表）と商品名（貨物名）が違う場合は同一であること、輸出契約書等において単価に変動があるため上下幅を設けている場合、承認証の有効期限延長を希望する場合等、その旨記載してください。なお、承認証の有効期限の延長は特別な事情がある場合に限定されます。理由を具体的に記載してください。